

意見募集要領

次の「佐伯市立地適正化計画（案）」について、皆様の御意見（情報・専門的知識）を募集します。

1 名称

佐伯市立地適正化計画（案）

2 案の趣旨・目的

都市や人々の暮らし方の変化、人口減少・少子高齢化、自然災害等に対応する持続可能な「コンパクト・プラス・ネットワーク」型の都市形成を推進し、将来にわたって安心・安全で快適に暮らし続けられるまちづくりを目指すための、まちづくりの方針、都市機能・居住誘導区域の設定、防災指針、実現化に向けた誘導施策、届出制度等を記載した計画を策定するもの

3 案の内容

佐伯市立地適正化計画（案）

4 意見の提出方法

意見には、必ず住所・氏名（法人その他団体の場合には、住所・名称・代表者の氏名）を明記してください。

(1) 直接、書面を提出する場合

佐伯市役所建設部都市計画課の窓口に提出してください。

(2) はがき又は書面を郵送する場合

郵便番号 876-8585 佐伯市中村南町1番1号 佐伯市建設部都市計画課計画・区画整理係

(3) ファクシミリの場合

建設部都市計画課計画・区画整理係 (0972-24-2615)

(4) 電子メールの場合

建設部都市計画課計画・区画整理係 (keikaku-kukaku@city.saiki.lg.jp)

5 募集期間

令和5年9月25日（月曜日）から令和5年10月24日（火曜日）まで

6 提出された意見の取扱い

(1) 皆様から提出された御意見を十分に考慮して、最終的な意思決定を行います。

(2) 最終的な意思決定後、皆様から提出された御意見を整理して、その概要とこれらに対する実施機関の考え方を公表します。

(3) 御意見に対する個別の回答はいたしません。

(4) この募集は、皆様の御意見を基に、よりよい案をつくろうとするものであり、単に案に対する「賛否」の結論のみを問うものではありません。御意見として、案に対する「賛成」又は「反対」の意思を表明される場合は、必ずその理由等をお書きください。

7 問い合わせ先

佐伯市役所建設部都市計画課（本庁舎4階・73番窓口）

直通電話：0972-22-3114 Eメール：keikaku-kukaku@city.saiki.lg.jp